

伊良波小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成31年3月改定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

(いじめ防止対策推進法2条)

(2) いじめに対する基本的な考え方

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、5つのポイント掲げる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく教育委員会・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年担当、教育相談担当、教育支援コーディネーター等からなる、いじめ防止のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 児童支援特別支援委員会

校内で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るため校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当等からなる児童支援特支援委員会を設置し、月に一度開催する。(職員会で全教職員に情報交換及び共通理解を図る)

(3) 校内いじめ防止委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、特月支援教育コーディネーター教育相談担当等からなる校内いじめ防止委員会を設置する。(必要に応じてPTA会長、民生委員、児童相談所、各種専門を招いて開催することができる。)

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ①ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「諸アンケート」やQU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の

実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- ① QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ②年2回の「教育相談アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ SC や SSW,小中アシスト相談員、登校支援員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- ①縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。（1・2年合同学習、1・6年協力活動、幼・5年協力活動等）

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や保育所・認定こども園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者と信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、子育て支援課、社会福祉協議会、警察、児童相談所、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「安心して過ごせる学校をめざしてアンケート」の実施

年3回、いじめ早期発見のためのアンケートを実施する。実施後、各学年でアンケートを複数の目で確認し対処する。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談の場合、速やかに管理職に報告し事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置

を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応フロー図

